

県北広域振興局長告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年3月30日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371300468	有限会社アーヴェリック	短期入所生活介護施設慶愛荘	二戸市福岡字城の外16番地	平成30年2月28日